

目次

N2-CV-1st-1★訴状20210603	2
N2-CV-1st-2★準備書面①	7
N2-CV-1st-3★準備書面②	9
N2-CV-1st-4★準備書面③	12
N2-CV-1st-5★証拠20210601	13
N2-CV-1st-6★甲1号証	15
20180710e-mail① to the UN_HRC	16
◆20180710e-mail② to the UN_HRC	17
20180710e-mail③ to the UN_HRC	18
20180711EMS① to the UN_HRC	19
◆20180711EMS② to the UN_HRC	20
20180711EMS③ to the UN_HRC	21
20180711EMS④ to the UN_HRC	22
20180722e-mail④ to the UN_HRC	23
◆20180816FAX① to the UN_HRC	24
◆20180816FAX② to the UN_HRC	25
N2-CV-1st-7★甲8号証	26
N2-CV-1st-8★甲9号証	30

令和 3 年 6 月 3 日

前橋地方裁判所 御中

訴状 N2

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件 請求金額 10 万円 ちょう用印紙額 1 千円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(なお、今回は総額 2,400 兆円の一部請求である)
- 2 国連人権理事会が当該通報を無視したことは、人権侵害かつ条約違反であることの確認を求める
- 3 日本国には、条約履行義務(憲法 98 条)と憲法遵守義務(憲法 99 条)が有ることの確認を求める
- 4 日本国には、一国民である私の 2 項の人権被害を救済すべき国家責任が有ることの確認を求める
- 5 第 2 項について、日本国がその後是正措置しなかったことは憲法違反であることの確認を求める
- 6 当該一審判決(前橋地方裁判所平成 30 年(ワ)第 399 号慰謝料請求事件)は、原告である私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視しているため、裁判の実質要件を満たしていないため、公序良俗違反(民法 90 条)により無効であることの確認を求める
- 7 訴訟費用は被告の負担とする

請求の原因

1 当該一審において、被告指定代理人(平田圭寿、飯出元夫、梨本博之、杉山輝、井上済、小黒大地、杉谷達哉、本坂淳子)が、不当な答弁(甲 8)により同訴訟を妨害し、私を公然と非国民扱いして侮辱し名誉を棄損したこと

なお、内閣も以下の私の 2 度の訴えを無視した。

1 回目 20190801 内容証明(Q 事件)、2 回目 20210116 Twitter, 20210117 Facebook (N 事件)

2 当該一審裁判長の菅家忠行が、同訴状を 1 年以上も送達せず、訴訟を遅延させたこと(前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件、甲 9)

また、不当な判決(甲 10)により同訴訟を妨害し、私を公然と非国民扱いして侮辱し名誉を棄損したこと

なお、上記の請求の趣旨の確認 5 項目は、全て当該一審判決の未決事項である。

答弁及び判決の要旨は、作為義務の内容と法的根拠が不明だから請求の理由が無い、である。

しかしながら、国連の通報無視が人権侵害である以上は、以下のような自国民の被害救済措置が必然(自明)なのだから、呆れた白痴化・非国民扱いとしか言い様が無い。

★国連人権理事会への確認事項 当該通報は届いているか？ 届いている場合、審査済か？ 審査済の場合、本人に何の通知もしなかったのは事実か？ 事実の場合、規定違反ではないのか？ 規定違反の場合、どのように対応(賠償)するつもりなのか？ 遅ればせながら、当該通報の早急な審査を請う
なお、条約違反の是正措置は、国家主権ないし加盟国の義務として、国が自ら決定すべきものである。

法を曲げた狂気の倒錯判決であること

①起因部署(法務省)の作為義務発生的前提である、国連の規定違反の存否を判定していない。

(全ての出発点である、基礎事実ないし主要事実の脱漏ないし紛争原因の誤認)

②信義則違反や公序良俗違反(広義の違法)を訴えているのに、法的義務が無いは、失当である。

③禁断の論理「公共の福祉」(反射的利益)を用いている(国連への背信) 広義の判例違反

④無根の心証ばかりで、何一つ理由が無い。 事案説明責任の放棄・実質的な司法拒絶

訴えを無視した裁判は、手続として当然に無効であること

私の真の訴えと判決書を比較すれば、以下の不公正は明白である。

①私の訴え(当り前のこと)を常に無視していること、言い換えると、

②常に論理則違反・経験則違反であること(理由も無く却下・棄却していること)

無視 = 判定洩れ = 脱漏は、要素への言及が無い場合(大半)と、心証だけで理由が無い場合が有る。

当り前のこととは、法令、経験則・論理則、蓋然性などがあり、要は、高度の蓋然性である。

なお、同控訴審も同様であるが、事案簡素化の為に省略する。

起因の当該国家公務員らのこうした当り前のことを認めない対応は、包囲網(甲 11 = 概要書、甲 12 = Case-List)としての迫害であり、あまりにも狂気の非人扱いの差別・虐待と言え、著しく信義則(民法 1 条 2)違反かつ公序良俗違反(民法 90 条)であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、総じて、予見可能性(訴え内容と職責)に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、不法行為であり、これらにより、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けたので、

①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、

②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用、のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求する。

いずれも適用可能な場合は先順位から適用願いたい。

なお、摘発後の包囲網には、総数 8,000 万人、1 人当たり 3,000 万円、の賠償請求を見込んでいる。

請求の原因の説明

詳しくは前橋地方裁判所平成 30 年(ワ)第 399 号慰謝料請求事件(上告申立中)の記録の通りである。

国連による人権侵害かつ条約違反であること

20180710を始め、UN・HRC(Human Rights Council)が、2007 年 6 月 18 日の人権理事会決議 5/1 に基く、「大規模かつ信頼できる証拠のある一貫した形態の人権侵害」としての私の通報、を 3 手段(EMS,e-mail,FAX)とも黙殺した。なお、このうち FAX は単なる到着確認であった。

これは条約機関である人権理事会による、適正な手続を受ける権利の侵害、かつ、条約違反である。また、3 手段とも無視という結果は、確率的に、偶然(過失)では有り得ないから、100%故意である。

(1) 3 手段の対応者は、其々異なるはずなので、3 つとも全て見落とす蓋然性は無い。

(2) 書面(この場合 EMS)による半年毎の審査で、既に 3 年弱経過しているので、未審査は有り得ない。

★もし審査済だとすれば、一切の通知を受けていないので、UN・HRC resolution 5/1 of 18 June 2007 の 106.への違反である。

以下の通り、同第 86 項は、手続の被害者志向や timely を謳っており、また、第 106 項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を確実に受けること、を規定している。

(Human Rights Council resolution 5/1 of 18 June 2007)

The Complaint Procedure of the Human Rights Council is the only universal complaint procedure addressing all human rights and all fundamental freedoms in all United Nations Member States.

86. "victims-oriented and conducted in a timely manner"

106. The complaint procedure shall ensure that both the author of a communication and the State concerned are informed of the proceedings at the following key stages: (a)When a communication is deemed inadmissible by the Working Group on Communications or when it is taken up for consideration by the Working Group on Situations; or when a communication is kept pending by one of the Working Groups or by the Council;

(b)At the final outcome.

(3)★たとえいかなる不備が有ったにせよ、一切連絡無というのは、無条件の規定違反であるから、非礼かつ有り得ない選択と言え、私が訴えた日本を庇う為の国連の共謀ないし隠蔽としか説明できない。

当事国の日本には国家責任が有ること

通報者(被害者)の私の国籍国としての当事国である。

1 UN・HRC resolution 5/1 of 18 June 2007 は、れっきとした人権条約であること

この通報制度や人権理事会の存在自体が、人権の制度的保障の一つと言える。

また、条約違反の是正は国連憲章に基づく加盟国としての義務である。

例えば、国連憲章 35 条に基き、人権理事会の改善を総会ないし安保理に勧告する方法

例えば、国際司法裁判所(ICJ)への付託を勧告する方法

例えば、国際刑事裁判所(ICC)への提訴を勧告する方法 被疑者 OHCHR-Palais Wilson

国連憲章(Article 34) The Security Council may investigate any dispute

★might lead to international friction or give rise to a dispute

★likely to endanger the maintenance of international peace and security

(Article 35)

Any Member of the United Nations may bring any dispute, or any situation of the nature referred to in Article 34, to the attention of the Security Council or of the General Assembly

国連の通報無視と本件不法行為の違反内容

■**日本国憲法** ・13条「自決権」 ・13条又は31条「適正な手続を受ける権利」 ・14条「平等権」 ・32条「裁判を受ける権利」 ・76条○3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」 ・98条○2「条約遵守」 ・99条「憲法遵守」

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

■**自由権規約** * Article 1 self-determination * Article 2-1 without distinction of any kind * Article 8-2 not be held in servitude *Article 14-1 equal before the courts *Article 16 as a person before the law *Article 26 equal before the law

■条約法に関するウィーン条約

【署名】一九六九年五月二三日（ウィーン） 【署名】一九八〇年一月二七日

【法令番号】一九八一年七月二十日条約第十六号

【施行年月日】一九八一年八月一日外務省告示第二百八十二号

第二十六条（「合意は守られなければならない」） 効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。

一審が、求釈明も事務連絡も無しに、1年以上も訴状を送達しなかったこと

(前橋地裁 R1ワ428 慰謝料請求事件、甲9)

一審の菅家忠行裁判長は、平成30年8月13日午後2時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目1番34号)にて提出した4件と、平成30年9月10日午後2時頃に同所にて提

出した本件、の延べ5件の訴状を、求釈明も事務連絡もしないまま、長期間送達せず、訴訟開始を遅らせ、私の権利を侵害した。この間、他の同地裁職員らも私の再三の抗議を無視した。これは、訴状審査権の濫用による、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害である。

証拠方法 証拠説明書 N2 に記載の全て

なお、本件は私のホームページ <https://alien1961.jp/>でも公開しているので、是非参照願いたい。

附属書類 証拠説明書 N2 と全書証、及び本書と副本一式

以上

N2 準備書面(1)

令和3年6月14日

前橋地方裁判所民事第2部F係 御中

原告 今井豊

令和3年6月11日付け貴事務連絡につき、以下の通り回答申し上げます。

1については、いずれも条約そのものないし公開されている国連サイトの英語の原文なので、日本語に翻訳することによりその法原性を損ねることを懸念するが、ひとまず私見として提示する。

2については、書証としては追加せず、証拠説明書の説明の追加として其々の日本語訳を掲げる。書面節約の為、ご了承賜りたい。

1(1) (Human Rights Council resolution 5/1 of 18 June 2007)

The Complaint Procedure of the Human Rights Council is the only universal complaint procedure addressing all human rights and all fundamental freedoms in all United Nations Member States.

86. "victims-oriented and conducted in a timely manner"

106. The complaint procedure shall ensure that both the author of a communication and the State concerned are informed of the proceedings at the following key stages: (a)When a communication is deemed inadmissible by the Working Group on Communications or when it is taken up for consideration by the Working Group on Situations; or when a communication is kept pending by one of the Working Groups or by the Council; (b)At the final outcome.

(2007年6月18日の人権理事会決議 5/1)

人権理事会の不服申立手続は、すべての国連加盟国における、あらゆる人権とあらゆる基本的自由を網羅する、唯一で普遍的なものである。

86. 「被害者志向」かつ「タイムリーに処理される」

106. 不服申立手続は、通報者および当時国の双方が、以下の主要段階において手続について知られることを確保するものとする。

(a) 通報が、通報に関する作業部会により受理不可能とみなされた時または事態に関する作業部会により審議のために取り上げられた時、若しくは通報が作業部会の一つまたは理事会により継続審議とされた時。

(b) 最終結果。

1(2) 国連憲章

The Security Council may investigate any dispute

安全保障理事会は、いかなる紛争についても調査することができる

★might lead to international friction or give rise to a dispute

国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のある

★likely to endanger the maintenance of international peace and security

国際の平和及び安全の維持を危くする虞

(34条) 安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争又は事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定するために調査することができる。

(Article 35) Any Member of the United Nations may bring any dispute, or any situation of the nature referred to in Article 34, to the attention of the Security Council or of the General Assembly

(35条) 国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第34条に掲げる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。

1(3) 自由権規約

これらは条文の一部抜粋による通称権利名であり、出典は日弁連サイトである。

* Article 1 self-determination(1条 自決の権利) * Article 2-1 without distinction of any kind(2条1 いかなる差別もされない権利) * Article 8-2 not be held in servitude(8条2 隷属状態に置かれない権利) * Article 14-1 equal before the courts(14条1 裁判所の前に平等の権利) * Article 16 as a person before the law(16条 法の前に人として扱われる権利)
* Article 26 equal before the law(26条 法の前に平等の権利)

以上

N2 準備書面(2)

令和3年10月27日

前橋地方裁判所民事第2部F係 御中

原告 今井豊

私の既述を無視した被告の白痴化(非国民扱い)を今回も糾弾する。

このように、既述を無視する欺瞞は、100%人格的生存(生命・自由・名誉)への害意である。

訴えを皆で無視することによる、無法社会の陰謀である

無法の訴えを無視すれば、当然に無法である。 実質的な司法拒絶

全機関の全不法行為とも隠蔽であり、その証拠に、合理的根拠が無い。

常に「それはさて置き方式」の対応である。 この認めない狂気が正当行為の筈が無い。

つまり、全てがルール違反(証拠調べが未済)であり、手続として当然に無効である。

また、これらを判例に残そうとすること自体が狂気であり陰謀の証左である。

原因の当該2訴訟の審理の不当性は、既述から意味上、十二分に明らかである。

したがって、不法行為の特定が不十分との答弁はまやかしであり、反論など不要である。

しかし、前日期日の被釈明事項のついでも有るので、令和3年9月30日付の被告の準備書面(1)に、以下の通り反論する。

★本件には訴状不送達による遅延も含める

遅延と判決内容は、害意の蓋然性ないし因果関係として、切り離せない。

なお、別件 R1 ワ 428 控訴審は控訴理由を無視して棄却されており、事実審は終了している。(甲 13)

「3 国賠法上の「違法性」の意義について」

まず、被告が摘示した判例は、国賠法1条1項の適用の余地が無条件に無いという意味ではない。

この最高裁判例が言葉足らずなだけであり、本意ではないことは、立法趣旨からも自明である。

また、違法とは、狭義の法令違反に限定されたものではない。 広義の反社会性である。

そうでないと隠蔽が全て摘発不可能となり聖域化してしまうから、考えるまでもない。

法曹が一丸となって、このような「悪しき判例による悪しき法創造」(偽計)を企む姿は、極めて見苦しい。

本件は法曹の隠蔽という犯罪であり、極め付けの職権濫用であるから、当然に対象である。

隠蔽が対象外なら、いったい、どのような場合なら対象になると言うつもりなのか?

「4 原告の主張が失当であること」

原告の不法行為の特定が不適法(不十分)との答弁は、架空の要式性を騙った偽計である。

当り前のこと(公知)は論証する必要が無い。 不法行為は意味上、既に十二分に特定されている。

平易な日本語が解らない、と嘯いているに等しい。

この作業は、「私に義務の無い事」に当るが、敢えて以下に回答する。

「いかなる職務上の法的義務を負担し、いかなる態様でこの職務上の法的義務に違背する行為をしたか」については、既述の態様から自明である。 狭義の法令違反だけでなく、広義の違法でもある。

そもそも、この判例に当て嵌めることだけが適用の条件ではない。

法的義務とは、言う迄も無く、手続と各原因者の公務員としての職責から生ずる間接的關係である。

義務の内容は当該法令の条文の通りである。

行為の態様と違法性は既述の通りであるが、要約すれば、対応関係などは以下の通り。

4つとも、職権の行使に仮託し、権利を侵害する「実質的、具体的に違法、不当な行為」である。

記

●H30ワ399号被告の原告の訴えを無視した答弁 国家公務員としての被告と原告との関係

このような、私の人権を無視した答弁は、100%人格的生存への害意であり、当然に違法である。

また、判決と被告の答弁の人格否定性はほぼ同じである。 公然性にも依存する。

■菅家忠行の訴状不送達による訴訟遅延 国家公務員としての裁判長と原告との関係

5件とも前代未聞の長期である点は、職権の行使に仮託した、実質的な司法拒絶の害意である。

▼菅家忠行の原告の訴えを無視したH30ワ399号判決 国家公務員としての裁判長と原告との関係

▲菅家忠行の合理的根拠の無いH30ワ399号判決 国家公務員としての裁判長と原告との関係

結果的に、5件とも原告の訴えを無視した点と、5件とも合理的根拠が無い点、のいずれも、単独で判決が無効となるほどの、裁判官として有り得ない致命的な瑕疵である。

このように、遅延の動機を後の判決内容が裏付けている。 後続の各判決はこの点を無視している。

よって、この3点の天文学的に超高度の害意の蓋然性を総合すれば、100%「特別の事情」である。

違反法令一覧

●■▼▲民事訴訟法2条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行」

■民事訴訟規則60条「30日以内の初回期日指定」 12倍超

●民事訴訟規則79条3「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」

●民事訴訟規則80条「抗弁事実を具体的に記載し」

▼▲民事訴訟法247条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

▼▲民事訴訟法312条2項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。」

■▼▲民事訴訟法338条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」

■▼▲裁判所法49条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」

▼▲憲法13条「自決権」

■▼▲憲法13条又は31条「適正な手続を受ける権利」 実質的に

■▼▲憲法32条「裁判を受ける権利」

実質的に

■▼▲憲法76条○3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

●■▼▲憲法99条「憲法遵守義務」

●■▼▲民法1条2「信義則」

●■▼▲民法90条「公序良俗違反」

●■▼▲国家公務員法82条「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」

●■▼▲国家公務員法99条、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」

●■▼▲刑事訴訟法239条2「官吏の犯罪告発義務」

●■▼▲刑法103条「犯人隠避罪」、刑法193条「公務員職権濫用罪」、刑法222条「脅迫罪」

請求の趣旨に掲げた事項について(追加)

これらは、無視された教訓からの再発予防策である。

したがって、判決書で触れられることが目的であって、確認請求の訴訟物が否かは問わない。

いずれも、事案解明責任として不可欠の要素なので、いずれを欠いても訴訟ルール違反となる。

①訴えを無視しては裁判になり得ない点(手続的無効性)

言い換えると、無法の訴えを無視すれば、当然に無法である。 実質的な司法拒絶

②犯罪を隠蔽する職権など誰にも無い以上、職権行使の合理性が常に不可欠である点

③菅家忠行の判決が、実質的に、私の訴えを無視している点

④菅家忠行の判決には合理的根拠が無い点

⑤菅家忠行が、1年以上も当該訴状を送達せずに、遅延させ、原告の権利ないし利益を侵害した点
程度問題として既に人権侵害である。

⑥菅家忠行は典型的な職権濫用であり、正当行為どころではなく、手続妨害による人権侵害である点

証拠の追加

甲13号書証として、H30ワ399控訴審判決を追加する。

なお、今後、H30ワ399とR1ワ428の各上訴に動きがあれば、今回同様に追加する。

以上

N2 準備書面(3)

令和4年1月17日

前橋地方裁判所民事第2部F係 御中

原告 今井豊

H30ワ399の上告却下決定を、甲14号書証として追加する。なお、R1ワ428の上告に動きは無い。また既述の通り、本件請求は特定されているが、念の為、被告の答弁に簡単に反論しておく。

以下を認めないことは、総じて、予見可能性に基く結果回避義務違反である。

「通報」とは、甲2から4号証のEMS国際郵便のことである。

当該通報の内容は、さしあたりの問題ではない。重要なのは、届いたのに、無反応だったこと。

ちなみに、その詳細は <https://alien1961.xyz/>に掲示しているが、英語で全300頁超と膨大である。

「主な各段階」の定義が曖昧であるが、少なくとも「最終結果」と明記されている以上は、たとえどのような不備があったにせよ、どこかで連絡する必要がある。

無反応という結果が、通報内容に関わらず、同決議の106項、すなわち条約違反ということである。

付言すれば、当該通報の位置付けは、まさにこのような特定国家の機能不全に対する相互監視のセーフティネットであろう。

「条約」とは、Human Rights Council resolution 5/1 of 18 June 2007である。

「人権」侵害とは基本的に、適正な手続を受ける権利であり、菅家忠行の場合は実質的に、裁判を受ける権利でもある。

「国家責任」とは、国連という国際機関による自国民の権利侵害の是正措置である。

「是正措置」の内容は、国が自主的に決定すべきものであるが、例えば訴状3頁に既述の通りである。

基本的に、憲法98条と99条への遵守義務に基づいて生ずるものと考えるが、このような統治に関する当り前のことは論証する必要が無い。とにかく、私の当該通報という個別の手続に応じた義務である。

なお、自由権規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) 2条3項(a)にも、このような場合の締結国の義務が明記されている。

条約違反の認否が何よりも先決である

国連の当該通報無視が条約違反であることが、当り前に、全ての前提となる予見可能性である。

無法社会化の陰謀は一種のテロリズムである

全機関とも、当り前の訴えを実質的に無視している(合理的根拠無く認めない)という態様であるから、まさに隠蔽であり、おそらくは私限りの、既存の社会秩序の破壊を意図していることは間違いない。

同時に必然的に、私への非人扱いである。

以上

前橋地裁 令和3年(ワ)第 号 慰謝料請求事件 証拠説明書 N2

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	国連への通報の e-mail 20180710 18:48	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>国連人権理事会へe-mailで通報した事実</u> である。EMS郵送分のバックアップであることを明記した。 2007年6月18日の人権理事会決議5/1に基づく「 <u>重大で一貫した人権侵害のパターン</u> 」。 構成は、通報本紙と12告訴状など、 <u>延べ17文書の添付</u> であったが、英語版で延べ200頁近いので、書証提出はひとまず見送る。 From: Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com> To: <CP@ohchr.org> なお、内容は https://alien1961.jp/ でも公開している。
甲2号書証	国連への通報EMS 郵便 20180711投函	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>国連人権理事会へEMS郵便で通報した事実</u> である。20180711a.m.群馬県沼田郵便局の受付窓口で預託した。 提出文書の内容構成は前項のe-mailと全く同じであった。厳密には、e-mailの本文頁だけが欠けている。 お問い合わせ番号 EF 850 781 156 JP
甲3号書証	国連への通報EMS 郵便 20180716 13:53配達済	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>前項のEMS郵便が宛先に配達された事実</u> である。郵便局の検索システムの画面コピー。 <u>20180716 13:53配達済の記載有</u> 。なお、deliveredは私が追記した文言である。
甲4号書証	国連への通報EMS 郵便の宛名	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>前項のEMS郵便の宛名</u> である。当時の国連の公式ページに公開されていた通りであり、一切加工していない。 OHCHR-Palais Wilson宛。
甲5号書証	20180722 09:59 国連への <u>到着確認</u> のe-mail	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>国連人権理事会へ到着確認のe-mailをした事実</u> である。 From: Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com> To: "CP@ohchr.org" <CP@ohchr.org>
甲6号書証	国連への到着確認 の2度のFAX	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>国連人権理事会へ到着確認のFAXを2度した事実</u> である。単なる到着確認。私宅の固定電話から。2回送ったのは念の為。 NTTdocomoの2018年8月分の料金明細内訳書である。 From: +81 278 72 5353 To: (+41 22) 917 90 11 1回目 <u>20180816 19:45:41</u> 、2回目 <u>20180817 11:29:46</u> 、いずれも料金40円がかかっているため、 <u>正常に届いたはず</u> である。
甲7号書証	前項の2度のFAXの 文面	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>前項の2度のFAXの文面</u> である。いずれも同じ文面。
甲8号書証	被告国の不当な答 弁内容	コピー 20200117 国が作成	立証すべきは、前橋地方裁判所平成30年(ワ)第399号慰謝料請求事件 <u>被告国の不当な答弁内容</u> である。令和2年1月17日付け準備書面(1) 被告指定代理人(平田圭寿、飯出元夫、梨本博之、杉山輝、井上済、小黒大地、杉谷達哉、本坂淳子)。 要旨は、 <u>作為義務の内容と法的根拠が不明だから請求に理由が無い</u> 、である。しかしながら、国連の通報無視が人権侵害である以上は、 <u>訴状</u> <u>に記載の自国民の被害救済措置が必然(自明)なのだから</u> 、呆れた白痴化・非国民扱いとしか言い様が無い。
甲9号書証	当該事件の送達	コピー	立証すべきは、前橋地方裁判所平成30年(ワ)第399号慰謝料請求事件の <u>送達が遅延した</u> ことである。いずれも前橋地裁の事件記録より抜粋。

9-1 9-2	遅延についての 事件記録2枚	前橋地裁 が作成	9-1 訴状Nの冒頭頁に、 <u>前橋地方裁判所民事部受付30.9.10(ワ)第399号</u> の押印が有る。元号は平成。受付者は西村。 9-2 「裁判事項」欄に、「令和元年9月20日、本件口頭弁論期日を、令和元年11月13日午後2時30分と指定する。」と記載有り。 菅家の印。 このように、受付日から初回期日指定まで、1年以上経過している。
甲10号書証	当該判決書	コピー 2020413 菅家忠行 が作成	立証すべきは、前橋地方裁判所平成30年(ワ)第399号慰謝料請求事件の判決書の内容、つまり、 <u>私の主な訴えとこの判決の不当性</u> である。 <u>私の主な訴え(特に17～19頁の準備書面(1))</u> がそっくりそのまま添付されている。この判決の不当性の概要は訴状N2の通り。 なお、この判決の全不当性を判定してもらうつもりは無く、 <u>私の訴え(蓋然性ないし要素)</u> を実質無視している点だけで無効性は十分である。 本訴状の請求の趣旨の確認5項目は、全てこの判決の未決事項である。
甲11号書証	概要書 全4頁	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>包囲網との関わり</u> である。従来の「被害届2018」であり、英語版ではGistと呼んでいる。 包囲網の生立ちと思われる経緯とその後の派生事件を記述している。
甲12号書証	Case-List 全13頁	コピー 20210601 私が作成	立証すべきは、 <u>包囲網実在の天文学的超高度の蓋然性</u> である。従来の「恣意性一覧表」である。 包囲網とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネットで不当に拡がった、 <u>私へ社会的迫害の輪(いわゆる女のブラックリスト)</u> である。 Case-Listの各事象の恣意性は其々極めて高度なので、まして、それらの <u>相互関連性</u> や <u>集中</u> などから、包囲網の実在は明らかである。 事件AやD I やPなど、他には説明の付かない、動かぬ証拠的な現象も多数見られるが、今まで本表の内容に触れた者は居ない欺瞞。

目次

20180710e-mail① to the UN_HRC..... 1
◆20180710e-mail② to the UN_HRC..... 2
20180710e-mail③ to the UN_HRC..... 3
20180711EMS① to the UN_HRC..... 4
◆20180711EMS② to the UN_HRC..... 5
20180711EMS③ to the UN_HRC..... 6
20180711EMS④ to the UN_HRC..... 7
20180722e-mail④ to the UN_HRC..... 8
◆20180816FAX① to the UN_HRC..... 9
◆20180816FAX② to the UN_HRC..... 10



Gmail

in:sent

Y

作成

- 受信トレイ
- スター付き
- スヌーズ中
- 送信済み
- 下書き
- 保存
- もっと見る

Yutaka +

- | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|---|------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: nfo, support 3 | 保存 封書で照会した件の回答督促 - Subject: 封書で照会した件の回答督促 表示さ... | 7月30日 |
| | | | | 国連への通報の... +1 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: CP@ohchr.org | Please check and reply about my report - I am deeply indebted to you for this occa... | 7月22日 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: CP | Report to the UN - Because there is a possibility that the report will be obstructed, ... | 7月10日 |
| | | | | W ②Arbitrariness ... W ④Complaint A... W ③Evidences M... 10 ... | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: CP | Sorry, this is a test sending | 7月10日 |
| | | | | W ⑦Report Check... | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: Yuko | すみません、契約開始日を来月中旬にしたいのですが - マコモダケの収穫が十一月... | 2015/04/13 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: 宮崎 2 | 保存 連絡先メールアドレスを e-mail.jpに訂正願います - ご指摘の通りハイ... | 2015/04/10 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: yutakaimai | テスト | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: Yuko | 保存 連絡先 e メールアドレスとは? - フリーメール不可とは? これって正式申し... | 2015/04/06 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | To: nou-nou | お手数ながら支払カードの変更可能ですか? - 注文番号230952-20150321-020016... | 2015/04/01 |

0.07 GB (0%) / 15 GB を使用中 管理

利用規約 · プライバシー · プログラム ポリシー

前回のアカウント アクティビティ: 23 時間前
アカウント アクティビティの詳細

- 作成
- 受信トレイ 1,338
- スター付き
- スヌーズ中
- 送信済み
- 下書き
- もっと見る

Report to the UN



Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com>
To CP

7月10日(火) 18:48

Because there is a possibility that the report will be obstructed, so I will send this as a backup until the arrival of the mail to be mailed from now.

Actually, my e-mail address that I had assumed originally can not be used.

There is no dependence on how you use these.

The check list is broken.Excuse me, but could you please use the one I gave you earlier?

17 個の添付ファイル

- | | | | |
|-----------------------|------------------|--------------------|------------------|
| ②Arbitrariness Lis... | ④Complaint A.doc | ③Evidences Manu... | ④Complaint B.doc |
| ①Damage Report2... | ④Complaint C.doc | ④Complaint G.doc | ④Complaint D.doc |

Yutaka

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか

- 作成
- 送信済み
- 下書き
- Notes 14
- 仮 83
- 注文 51
- 保存 14
- もっと見る

Human Rights Council
Report to UN Human Rights 2018

Reason why I think this communication meets the reporting requirement

① Damage Report2...

告発状C - Complaint C

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint C.doc

Complaint G

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint G.doc

Complaint D

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint D.doc

Complaint E

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint E.doc

Complaint H

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint H.doc

Complaint I

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint I.doc

Complaint L

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint L.doc

Content-Certificate-Mail(20160606)(Evidence 3)
(Evidence 3)1/2

⑤ Content-Certific...

Complaint M

Defendant and/or witness in Japan

④ Complaint M.doc

Decisions of Maebashi District Court(Evidence 5)

⑤ Court(Evidence 1...

Urduity remands by Maebashi District Public Prosecutor's Office (Evidence 1E, 1G, 1H, 1I, 1J)

⑤ Prosecutors(Evid...

Japanese Laws(the relevant national legislation)

⑥ Japanese Laws...

ハンガアウト

Yutaka

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか



そばにいるから、できることがある。

企業情報 | お知らせ・プレスリリース | よくあるご質問・お問い合わせ | サイトマップ | English

キーワードを入力してください 検索

検索結果 詳細 [国際]

配達状況詳細

お問い合わせ番号	商品種別	付加サービス
EF 850 781 156 JP	EMS	

履歴情報

状態発生日(海外で発生した場合は現地時間)	配送履歴	詳細	取扱局	県名・国名
			郵便番号	
2018/07/11 10:40	引受		沼田郵便局	群馬県
			378-8799	
2018/07/13 06:20	国際交換局から発送		東京国際郵便局	東京都
			138-8799	

お問い合わせ窓口局

取扱区分	取扱局	電話番号
引受	沼田郵便局	0278-22-2783

時間)			郵便番号	
<u>2018/07/11 10:40</u>	<u>引受</u>		<u>沼田郵便局</u> 378-8799	群馬県
2018/07/13 06:20	国際交換局から発送		東京国際郵便局 138-8799	東京都
2018/07/14 07:05	国際交換局に到着		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/14 07:06	税関検査のため税関へ 提示		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/14 08:35	税関から受領		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/14 08:40	国際交換局から発送		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/15 17:45	到着			SWITZERLAND
2018/07/16 00:45	到着			SWITZERLAND
2018/07/16 06:08	到着			SWITZERLAND
2018/07/16	ご不在のため持ち戻り			SWITZERLAND
<u>2018/07/16 13:53</u>	<u>お届け済み</u>	delivered		<u>SWITZERLAND</u>

**Office of the United Nations High
Commissioner for Human Rights
Human Rights Council
Branch-Complaint Procedure Unit
OHCHR- Palais Wilson
United Nations Office at Geneva
CH-1211 Geneva 10, Switzerland**

**3158-1Minakami-machi,Kamimoku,Tone-gu
n, Gumma Prefecture 379-1303 Japan,
Yutaka Imai**

JAPAN
International Mail
Item number EF 850 781 156 JP

投付時刻 Date mailed	時 (Hour) 分 (Minute)	郵便料額	備考
総重量 Total gross weight	g		

8 From (ご依頼主) 1 受付年月日 Date mailed

Name: *Yutaka Imai*

Address: *3158-1 Minakami-machi, Kamimoku, Tone-gun, Chamma Prefecture*

9 Postal code (郵便番号) *379-1303* JAPAN

7 ご依頼主電話番号 / FAX番号 Telephone No. / Fax No. *+80-90-3087-1577*

TO (送付先)

*Office of the United Nations
High Commissioner for
Human Rights
Human Rights Council Branch-Complaint
Procedure Unit
OHCHR - Mr. Palais Wilson
United Nations Office at Geneva
CH-1211 Geneva 10, Switzerland*

(郵便番号) Postal code

(国名) Country

11 TEL-FAX



作成

- 受信トレイ
- スター付き
- スヌーズ中
- 送信済み
- 下書き
- 保存
- もっと見る

Yutaka +

Navigation icons: back, forward, search, delete, archive, mute, print, share, settings, 2/9

Please check and reply about my report

Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com> 7月22日(日) 9:59
 To CP@ohchr.org

I am deeply indebted to you for this occasion.
 My report may have intercepted in the middle, unjustly opened or the contents may have been tampered with.
 (As for mailing, it is a suspicious process that it took an extra day in Japan.
 There is a possibility that the post office as the defendant made some work.
 In e-mail, I was sending by using another e-mail address suddenly because the e-mail address I intended to use was unable to send due to an unknown reason.)
 I am sorry to hear that you are busy, but please respond to the following three points.
 ① Have you received two e-mails (Backup for Mail) on 20180710?
 ② Have you received the mail at 20180716?
 ③ Do the above ① and ② have the same contents?
 (As for ③, it is troublesome check work and it is usually unnecessary, so I am sorry very much, but please cooperate by any means considering the circumstances described above.)

返信 転送

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか



ご契約ID SUBSCRIPTION ID: **F1283379234**
 分計区分 DISPLAY CLASSIFICATION: _____
 ご利用月 MONTH OF USE: **2018年 8月分**
 ご利用期間 PERIOD OF USE: ****月**日~ **月**日**
 一括請求代表番号 SINGLE BILLING MAIN LINE: _____

料金明細内訳書については、印刷・発行業務をNTTファイナンスへ委託しております。なお、料金明細内訳書の見方は、当社ホームページをご確認ください。

通信月日 DATE OF CALL	通信開始時刻 TIME OF CALL	発信電話番号 CALLER NUMBER	通信先電話番号 NUMBER DIALED	通信先 DESTINATION	通信時間 CALL DURATION	通信料 DIALING CHARGES	割引表示 DIS-COUNT	通信種類 CALL CLASSIFICATION
8. 2 木	10:29:35	0278-72-5353	03-5487-4451	東京	0:01:43.0	8		
8. 2 木	10:32:42	0278-72-5353	027-235-7800	群馬	0:14:04.5	40		
8. 2 木	10:49:08	0278-72-5353	03-3592-5611	東京	0:11:10.5	32		
8. 2 木	14:13:05	0278-72-5353	0278-22-2783	群馬	0:03:52.0	16		
8. 3 金	10:07:12	0278-72-5353	03-5487-4451	東京	0:06:18.0	24		
8. 7 火	10:56:12	0278-72-5353	027-231-4275	群馬	0:23:32.5	64		
8. 16 木	19:45:41	0278-72-5353	01041229179011	スイス	0:00:40.0	40		
8. 17 金	10:43:17	0278-72-5353	027-231-4275	群馬	0:02:41.5	8		
8. 17 金	11:29:46	0278-72-5353	01041229179011	スイス	0:00:57.0	40		
8. 30 木	11:23:15	0278-72-5353	03-3580-4111	東京	0:02:59.5	8		
8. 30 木	11:41:41	0278-72-5353	03-3580-3311	東京	0:02:48.0	8		
国内通話料計						208		
(固定電話への通話)						(208)		
国際通話料計						80		
合計						288		

Complaint Procedure Unit of **Human Rights Council**

Fax: **(41 22) 917 90 11**

confirmation

Hello. I am Yutaka Imai of Japan. Have you received the next one I sent?

① Have you received two e-mails of 10th last month(20180710)?

② Is the mailed amount of 16th last month(20180716) delivered?

Please reply.

I'm sorry, but please correct as follows.

Complainant

Name : Yutaka Imai Nationality and the target : Japan Birthday :

1961.3.9

TEL : + 81 90 3087 1577 FAX : + 81 278 72 5353

E-mail-address : yutakaimai@e-mail.jp donkeyson14@gmail.com

PostalMailing address: 3158-1 Kamimoku, Minakami-machi, Tone-gun,

Gunma Prefecture, Japan 379-1303

副本

平成30年(ワ)第399号 慰謝料請求事件

原告 今井 豊

被告 国

N-1st

準備書面 (1)

令和2年1月17日

前橋地方裁判所民事第2部B係 御中

被告指定代理人 平 田 圭 寿



飯 出 元 夫



梨 本 博 之



杉 山 輝



井 上 濟



小 黒 大 地



杉 谷 達 哉



本 坂 淳 子



被告は、本準備書面において、訴状N（平成30年9月18日付け、同月25日付け及び同年11月15日付け各訴状N訂正申立書による訂正後のもの。以下、単に「訴状」という。）記載の事実等に対する認否をするとともに（後記第1）、被告の主張を明らかにする（後記第2）。

第1 訴状、平成30年9月10日付け「被害届2018（共通事項説明書）」と題する書面、「恣意性（犯罪性）一覧表20180910」と題する書面及び平成30年11月15日付け「訴状N補足説明書」と題する書面に対する認否全体として記載の趣旨が明らかでないが、被告が原告に対して賠償責任を負うという主張であれば全体として争い、事実については知らないし認否の限りでない。

第2 被告の主張

1 原告の主張

原告の主張は判然としないが、善解すれば、以下の経緯を前提として、原告の「適正な手続を受ける権利の行使の妨害」がなされ、これが不法行為に当たるとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償金10万円を請求するとともに、国際連合（以下「国連」という。）へ何らかの是正措置を取ることを求めているものと解される。

(1) 原告は、国連に対し、何らかの通報を行ったが、これに対して到着確認を含む回答が国連からなされなかった。

(2) 原告は、国連の上記(1)の対応について、法務省広報室及び法務省人権擁護局（以下「法務省各部署」という。）に対し、日本国として抗議するように電話で求めたが、これに応じてもらえなかった。また、原告の電話の対応をした法務省各部署の職員は、原告に対し、氏名を明らかにせず、一方的に電話を終了した。

2 国賠法上の「違法性」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、権利ないし法益を侵害された個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであると解される。

そして、その「違法」を判断するに当たっては、公権力の行使に当たる公務員の職務行為時を基準として、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限って、違法の評価を受けるというべきである（いわゆる職務行為基準説）（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等参照）。

また、国家賠償制度が個別の国民の法益を保護するものである以上、国賠法上の「違法」は、当該個別の国民の法益侵害があることを当然の前提としており、個別の国民に対する法益侵害が認められない場合には、国賠法上の「違法」を認める余地はない（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ参照）。

したがって、国賠法1条1項の請求を行うに当たっては、いかなる公務員が、賠償請求者に対する関係でいかなる職務上の法的義務を負担し、いかなる態様でこの職務上の法的義務に違背する行為をしたか（加害行為）を、具体的事実を摘示することによって特定する必要がある。

そして、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が違法であることについての主張立証責任は、国賠法1条1項に基づき国又は公共団体に賠償責任があると主張する者にある（東京高裁平成11年4月26日判決・判例時報1691

号57ページ)。

3 原告の主張に理由がないこと

(1) 原告は、原告が法務省各部署に対し国連に抗議するよう求めたにもかかわらず、法務省各部署がこれに応じなかったことが、国賠法上の違法行為を構成すると主張するようである。

しかしながら、法務省各部署に対し、国連に抗議すること等を義務付ける法的根拠等は存在しない。そのため、国賠法上の違法行為と評価される前提としての作為義務が存在せず、原告の主張する電話でのやりとりの存否にかかわらず、原告の主張は失当である。

なお、原告は、訴状において、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律194号）」1条を根拠として、法務大臣が国際機関に抗議すべき義務があると推定されるなどと主張するが（訴状5ページ5行目）、独自の見解を述べているにすぎず失当である。

(2) また、原告は、法務省各部署の担当者の電話対応についても、国賠法上の違法行為を構成すると主張するようである。

原告が違法と主張する電話対応の具体的内容は必ずしも判然としないものの、原告の主張する法務省各部署の担当者の電話対応を前提としたとしても、法務省各部署の担当者が原告の求めに応じて国連に抗議すること等を義務付ける法的根拠が存在しないことは上記(1)で述べたとおりであるし、その他法務省各部署の担当者の電話対応が違法であることを基礎付ける根拠はない。

第3 結語

以上のとおり、原告の請求第1項に理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきであり、また、同第2項は答弁書第2のとおり不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

保管金

報告

民事訴訟

取寄記録	保管物	期日	予定
民事第一審訴訟事件記録		11/13 2:30	BM
		1/27 2:15	B 2
前橋地方裁判所民事第1部 ²		2/20 2:00	" 3
		4/13 10:30	判
事件番号	平成 30 年 (ワ) 第 399 号	6/17 10:30	判
	平成 年 () 第 号	/ . :	
	平成 年 () 第 号	/ . :	
付随事件 (関連事由)	令和 2 年 (ワ) 第 30 号 (控訴提起)	/ . :	
	平成 年 () 第 号 ()	/ . :	
	平成 年 () 第 号 ()	/ . :	
事件の標目	慰謝料請求事件		
裁判官	書記官	係名	B 係
原告	今井豊		
被告	平田 圭尋, 飯谷元夫, 梨本博之 杉山 輝 井上 清, 小黒大地 杉谷達哉, 本坂 淳子		
結果	令和 2 年 7 月 17 日 (一部却) 請求認容・一部認容・請求棄却 取下・和解成立・()		
保存始期	平成 年 月 日	全 1 冊中の第 1 冊	
保存終期	平成 年 月 日		



RE117001180000637

裁 判 事 項

年月日	事 項	裁判長	裁判官	裁判官
平成 .	本件を合議体で審理及び裁判する。			
1 令 元・9・20	本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年11月13日午前・(午後)2時30分 と指定する。			
2	上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。			
3	本件を弁論準備手続に付する。			
4	上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。			

□の告知 (原告) 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済
 □の告知 当事者双方に即日電話で告知済

保 管 物 等	取 寄 先	保 管 物 等 の 表 示	保 管 番 号	返 還 日

和解調書等正本送達(口頭)申請調書

受 理 日 成立日と同日 平成 年 月 日

受 送 達 者 当事者双方
 利害関係人

申 請 人 原告(□代理人)

裁判所書記官

回 付 決 定

平成 年 月 日
 前橋地方裁判所 支部へ事件回付

裁判官

上記決定の旨を、即日、原告に対し、
 電話により 普通郵便により
 通知した。

裁判所書記官

供 関	首 席 書 記 官	次 席 書 記 官	訟 廷 管 理 官	記 録 係 長	主 任 書 記 官	係 書 記 官

事
 平成 30
 年 月 日
 30・9・
 4
 30・10・9
 30・11・9
 11・9・8
 2・6・

今井 豊



平成 30 年 9 月 10 日



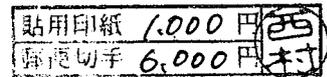
前橋地方裁判所 御中

訴状N

被告
原告
被告

被告(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

原告(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
原告代表者 法務大臣 上川 陽子



慰謝料請求事件
請求金額 10 万円
よう用印紙額 1 千円

第1 請求の趣旨

- 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ
- 慰謝料費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

法務省広報室・被疑者不詳1と法務省人権擁護局・被疑者不詳2は、後述のように、虚偽もしくは事実を査定する発言を行い、また信義則違反の不当な対応を行って、私の申出による適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

よって、
日本国憲法 7 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

法務省の違法性

(訟廷)

受付印押印

受領証

(担当書記官)

受領者押印等

送達の方法

送達年月日時

送達方法

配達担当者

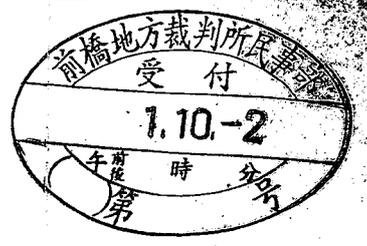
郵便認証司

裁判所
 送達完了
 要補正

郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送年月日	令和 1. 9. 30 年 月 日
事件番号	平成30年(ワ)第399号		
送達書類	第1回口頭弁論明出状及び補正状(1.11.13pm2.30)、訴状N副本、被審届2018(共同申請明書)副本、 状態性(即罪)一覽表副本、訴状N訂正申立書(30.9.18付、30.9.25付、30.11.15付)副本、証書説明書(即申出書)N(20180910付、20180918付、20180925付、20181115付)副本、証書説明書N訂正申立書(30.9.18付、30.9.25付、30.11.15付)副本、甲1~11写し、訴状N補正説明書(30.11.15付)副本		
差出人	所在地	郵便番号 371-8531 前橋市大手町3-1-34	
	名称	前橋地方裁判所民事第2部B係	
受送達者本人氏名	国	代表者法務大臣 河井克行	
受領者の押印又は署名			
送達の方法	郵便番号	〒8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1	
送達年月日時	令和 元 年 10 月 1 日 15 時		
送達方法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に出会わなかったで、書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名: 松本 久助)	
	3	次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。 ア 受送達者本人 イ 使用人・従業者 ウ 同居者 (氏名:)	
	4	営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:)	
上記のとおり送達しました。 令和 元 年 10 月 1 日 配達担当者 牧野正義 (印) 銀座 郵便局			
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載されていることを確認しました。 令和 元 年 10 月 1 日 郵便認証司 大野浩司 (印) 銀座 郵便局		差出人記入欄	

裁判所書記官	年月日
4 展覧規則	方法
3 送達完了	<input type="checkbox"/> 封書
2 送達完了	<input type="checkbox"/> 電話
1 送達完了	<input type="checkbox"/> 居所
その他	<input type="checkbox"/> ファクシミリ
	<input type="checkbox"/> 就業場所

受付印



(注) 1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。
2 「送達の方法」欄は、市町村名から住居番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口において交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。
3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、枠内に右詰めで記入すること。また、時刻は24時間制で記入すること。
4 「送達方法」欄は、次により記入すること。
(1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字ひとつを「○」で囲む。
(2) 「2」、「3」又は「4」を「○」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「○」で囲み、その氏名を記入する。ただし、受送達者本人であるときは、その氏名を記入しない。

上記のとおり補正しました(補正箇所を押印すること)。
令和 年 月 日
日本郵便株式会社 郵便局

配達担当者 印

上記補正内容が適正であることを確認しました。
令和 年 月 日
日本郵便株式会社 郵便局

郵便認証司 印